

第3章 給付事業

第1節 給付事業の概要

1	給付金の内容	302
2	給付金の請求と送金	304
3	給付金請求書一覧表	306
4	給付金の請求期限	307

第2節 給付種別の説明

1	療養費、家族療養費	309
2	結婚祝金（退職後3か月以内の結婚）	311
3	出産手当金	312
4	死亡弔慰金	313
5	配偶者弔慰金	314
6	障害見舞金	315
7	災害見舞金	317
8	傷病見舞金	318
9	介護休業給付金	319
10	退職慰労金、特別積立金退会金、退職互助部退会金	321

第1節 給付事業の概要 / 1 給付金の内容

給付種別	給付額	給付事由	給付方法	ページ
療養費	保険適用の自己負担額から 3,000 円を控除した額に 0.95 を乗じた額 算定額の 100 円未満は切捨て	現職組合員が疾病、負傷等で保険適用の療養を受けたとき	自動	309
家族療養費	療養費と同様	現職組合員の被扶養者が疾病、負傷等で保険適用の療養を受けたとき	自動	309
結婚祝金	2万円	現職組合員が結婚したとき	請求	311
	2万円	現職組合員が退職後3か月以内に結婚したとき		311
出産手当金	2万円	現職組合員又はその配偶者が出産（死産、流産）したとき	請求	312
死亡弔慰金	20万円（ただし、加入1年未満は10万円）	現職組合員が死亡したとき	請求	313
配偶者弔慰金	10万円	現職組合員の配偶者が死亡したとき	請求	314
障害見舞金	5～20万円	現職組合員が疾病又は負傷により身体に障害を受けたとき	請求	315
災害見舞金	5千円～30万円	現職組合員が水震火災等により災害を受けたとき	請求	317
傷病見舞金	月額2万円（無給休職） 互助組合掛金（会費）相当額	現職組合員が傷病により減給又は無給となったとき	自動	318
介護休業給付金	月額20,000円 ただし、休業日数が10日未満の場合は、月額10,000円	現職組合員が介護休暇（又は介護休業）を取得したとき	請求	319

第1節 給付事業の概要 / 1 給付金の内容

給付種別	給付額	給付事由	給付方法	ページ
退職慰労金 特別積立金退会金 退職互助部退会金		現職組合員資格を喪失したとき ※再任用職員（フルタイム勤務職員）及び任期付職員を除く	請求	321

第1節 給付事業の概要 / 2 給付金の請求と送金

項 目	摘 要
1 給付金の請求	<p>現職組合員に給付事由が生じたとき、互助組合への請求手続きが必要な場合と必要のない場合がある。</p> <p>請求手続きが必要な場合は、互助組合ホームページから請求書をダウンロードし作成のうえ、所属所（互助組合事務取扱者⇒所属所長）を経由して互助組合へ提出する。</p> <p>1 請求書 請求方式の場合、各種請求書は互助組合ホームページからダウンロードし手続きをする。</p> <p>2 締切日 請求書の受付締切日は、毎月末日（到着）</p> <p>3 提出先 一般財団法人 静岡県教職員互助組合 組合員係 〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-12</p> <p>4 自動給付となる給付 療養費、家族療養費、傷病見舞金</p>
2 給付金の送金	<p>請求書は毎月末日に締め切り、審査のうえ給付が決定されると請求書を受け付けた翌々月の25日に給付される。</p> <p>給付金は公立学校共済組合に登録してある短期給付金の受け取り口座に送金される。給付内容は、所属所に送付される「静岡県教職員互助組合給付金決定通知書兼送金明細書」にて確認する。</p> <p>1 送金日</p> <p>(1) 請求書の受付月（自動給付は事由発生日）の翌々月25日 ただし、金融機関休業日の場合は、翌営業日とする。</p> <p>(2) 退職慰労金・特別積立金退会金・退職互助部退会金の給付 請求書受付月の翌月25日 ただし、金融機関休業日の場合は、翌営業日とする。</p> <p>(3) 療養費の場合（自動給付） 原則、診療月の翌々月の25日となる。ただし、公立学校共済組合の審査、決定後となるので、給付が遅れることがある。</p>

第1節 給付事業の概要 / 2 給付金の請求と送金

項 目	摘 要
	<p>2 送金先 公立学校共済組合静岡支部の短期給付金の受け取りとして登録してある個人口座に送金する。</p> <p>(1) 送金先の届け出</p> <p>ア 公立学校共済組合の資格を有しているとき 公立学校共済組合に変更の届け出をする。</p> <p>イ 人事異動により公立学校共済組合員の資格を喪失したとき 互助組合に指定の個人口座を届け出る。</p> <p>(2) 送金先の変更</p> <p>ア 公立学校共済組合に個人口座の変更を申し出る。</p> <p>(3) 現職組合員死亡のとき 遺族の指定する口座に送金する。</p>

第1節 給付事業の概要 / 3 給付金請求書一覧表

互助組合ホームページからダウンロードできる請求書

給付種別	請求書	添付書類
療養費	自動給付	---
家族療養費	自動給付 ※一部請求方式（P 309 を参照）	---
結婚祝金	結婚祝金請求書	---
	結婚祝金請求書（退職者用）	要
出産手当金	出産手当金請求書	---
死亡弔慰金	死亡弔慰金	要
配偶者弔慰金	配偶者弔慰金請求書	---
障害見舞金	障害見舞金請求書	要
災害見舞金	災害見舞金請求書	要
傷病見舞金	自動給付	
介護休業給付金	介護休業給付金請求書	要
退職慰労金 特別積立金退会金 退職互助部退会金	退職慰労金・特別積立金退会金・退職互助部退会金請求書	---

第1節 給付の概要 / 4 給付の時効及び制限

項目	摘要
(1) 給付請求の期限	<p>ア 給付請求の期限 事由発生の日から1年間請求しないとき、給付を受ける権利は消滅する。</p> <p>イ 障害見舞金 事由発生の日から1年経過した場合には、「給付・貸付審査委員会」で審査をすることができる。</p>
(2) 現職組合員が死亡した場合の受給者	<p>ア 死亡した現職組合員が受けることができる給付は、その遺族に給付する。</p> <p>イ 遺族の範囲と順位 給付を受けるべき遺族の範囲および順位は、地方公務員等共済組合法第2条第1項第3号、第45条並びに第46条による。 (ア) 配偶者及び子（届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） (イ) 父母 (ウ) 孫 (エ) 祖父母</p> <p>ウ 支払未済の給付の受給者の特例 死亡した者が支給を受けることができる給付で、その支払を受けなかったものがあるときは、その遺族に給付する。また、その支給ができなかったときは、地方公務員共済組合法第47条による。</p>
(3) 給付の制限	<p>ア 給付の減額 (給付の減額) 第32条 戦争、内乱、自身、風水害、津波、噴火、その他組合の責めに帰することのできない原因によって互助組合の運営が困難になったときには、理事会の議決により給付を減ずることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大規模災害が発生したときの災害見舞金の額は、理事会の議決により第21条第2項に規定する額の3分の1まで減額することができる。</p> <p>イ 給付の停止 次に掲げるものに該当する場合は、理事会の議決により給付額の全部又は一部を給付しないことができる。 (ア) 故意に給付の原因を生ぜしめたとき (イ) 給付の原因に虚偽があったとき (ウ) 給付の請求その他に関し不正の事実があったとき (エ) 掛金の納付を怠ったとき</p>

第2節 給付の概要 / 4 給付の時効及び制限

項 目	摘 要
<p>(4) 法令等との調整</p>	<p>(オ) その他組合の事業の発展を阻害する行為があったとき (カ) 上記(ア)から(オ)の事実が給付後に判明したときは、この全部若しくは一部を返還させる。</p> <p>ア 公務災害 現職組合員が公務上あるいは通勤途上における死亡、負傷、疾病等で公務災害の認定を受けたとき、互助組合の給付は生じない。</p> <p>イ 法令との調整 現職組合員及び被扶養者が国及び地方公共団体が医療費を補う公費負担制度等による療養を受けられる場合、その給付を優先し、現に本人が負担する額を限度に給付する。</p>

第2節 給付種別の説明 / 1 療養費、家族療養費

項目	摘要
1 療養費	<p>(1) 給付事由 現職組合員が病気や負傷により保険適用の療養を受けたとき</p> <p>(2) 対象者 現職組合員</p> <p>(3) 給付額 ア 保険適用の自己負担額から 3,000 円を控除した額の 0.95 を乗じた額とし、同一月の同一保険医療機関等ごとに算定する。 ただし、算定額の 100 円未満の端数は切捨てる。</p> <p style="text-align: center;">(保険適用の療養費－3,000 円) × 0.95 = 療養費給付 ※算定額の 100 円未満の端数は切捨て</p> <p>イ 共済組合等の一部負担金払戻金又は公費負担等の給付を受けた場合は、その額を控除した金額から算定する。</p> <p>(4) 給付方法 自動給付 (公立学校共済組合の情報を利用)</p>
2 家族療養費	<p>(1) 給付事由 現職組合員の被扶養者が病気や負傷で保険適用の診療を受けたとき</p> <p>(2) 対象者 現職組合員の被扶養者</p> <p>(3) 給付額 ア 保険適用の自己負担額から 3,000 円を控除した額の 0.95 を乗じた額とし、同一月の同一保険医療機関等ごとに算定する。 ただし、算定額の 100 円未満の端数は切捨てる。</p> <p style="text-align: center;">(保険適用の療養費－3,000 円) × 0.95 = 家族療養費給付 ※算定額の 100 円未満の端数は切捨て</p> <p>イ 共済組合等の一部負担金払戻金又は公費負担等の給付を受けた場合は、その額を控除した金額から算定する。</p> <p>(4) 給付方法 ア 自動給付 … (公立学校共済組合の情報を利用) イ 請求方式 … 「こども医療費助成制度」対象者</p>

第2節 給付種別の説明 / 1 療養費、家族療養費

項目	摘要
3 給付対象外	<p>(5) 「こども医療費助成制度」対象者の請求方法</p> <p>ア 提出書類 家族療養費請求書</p> <p>イ 添付書類 療養費の領収書の写し</p> <p>ウ 請求できる条件</p> <p>(ア) 公立学校共済組合で現職組合員の被扶養者認定を受けている者</p> <p>(イ) 受診者ごと、同一月・同一病院の自己負担額（保険適用）が3,000円を超えた場合</p> <p>(1) 給付対象外となる事例</p> <p>ア 入院時の差額ベット代、食事療養費等</p> <p>イ 証明手数料、文書手数料</p> <p>ウ 健康診断、予防接種、人間ドック等</p> <p>エ 保険取扱いをしていない鍼、灸、マッサージ等</p> <p>オ 交通事故、公務災害等の一部負担金の療養費</p> <p>カ 介護保険適用の療養費、老人保険施設利用料</p>
4 給付の事例	<p>[給付事例の1]</p> <p>公立学校共済組合の所得区分「一般所得者」又は「上位所得者」の現職組合員が、A病院で1か月に保険適用の療養費として16,880円を支払った場合</p> <p style="text-align: right;">(16,880円－3,000円) ×0.95=13,186円</p> <p style="text-align: right;">互助組合の療養費給付 13,100円</p> <p style="text-align: right;">公立学校共済組合の附加給付 0円</p> <p style="text-align: right;">最終の自己負担額 3,780円</p> <p>[給付事例の2]</p> <p>公立学校共済組合の所得区分「一般所得者」の組合員が、A病院で1か月に保険適用の療養費として32,720円を支払った場合</p> <p style="text-align: right;">(25,020円－3,000円) ×0.95=20,919円</p> <p style="text-align: right;">互助組合の療養費給付 20,900円</p> <p style="text-align: right;">公立学校共済組合の附加給付 7,700円</p> <p style="text-align: right;">最終の自己負担額 4,120円</p> <p>[給付事例の3]</p> <p>公立学校共済組合の所得区分「上位所得者」の組合員が、病院で1か月に保険適用の療養費として52,720円を支払った場合</p> <p style="text-align: right;">(50,020円－3,000円) ×0.95=44,669円</p> <p style="text-align: right;">互助組合の療養費給付 44,600円</p> <p style="text-align: right;">公立学校共済組合の附加給付 2,700円</p> <p style="text-align: right;">最終の自己負担額 5,420円</p>

第2節 給付種別の説明 / 2 結婚祝金（退職後3か月以内の結婚祝金）

項目	摘要
	<p>現職組合員が結婚したとき、「結婚祝金」を給付する。 また、現職組合員が退職後3か月以内に結婚したときは、結婚祝金の給付を受けることができる。</p>
(1) 給付事由	現職組合員が結婚したとき
(2) 対象者	現職組合員
(3) 給付方法	請求方式
(4) 提出書類	結婚祝金請求書 ※互助組合ホームページよりダウンロードする。
(5) 添付書類	なし
(6) 給付金額	2万円
(7) 留意点	<p>ア 事由の発生（婚姻成立日） 婚姻の届け出をした日</p> <p>イ 現職組合員同士の結婚の場合 現職組合員各々で請求を作成し、請求手続きをする。</p> <p>ウ 改姓による組合員証の発行 結婚祝金請求書と同時に「組合員証再発行届」を提出する。</p>
(1) 給付事由	[退職後3か月以内の結婚]
(2) 対象者	現職組合員が退職後3か月以内に結婚したとき
(3) 給付方法	退職後3か月以内に結婚した現職組合員
(4) 提出書類	<p>請求方式 結婚祝金請求書（退職者用） ※互助組合ホームページよりダウンロードする。</p>
(5) 添付書類	入籍済の戸籍抄本の写し又は結婚届受理証明書の写し
(6) 給付金額	2万円
(7) 留意点	<p>ア 送金先の口座名義 改姓により口座名義の変更手続きをした場合には、変更後の口座名義を記入する。</p>

第2節 給付種別の説明 / 3 出産手当金

項目	摘要
	<p>現職組合員又は現職組合員の配偶者が出産したとき、出生児ごとに「出産手当金」を給付する。</p> <p>配偶者が現職組合員の場合は、現職組合員及び配偶者が在籍するそれぞれの所属所で請求手続きをする。</p>
(1) 給付事由	現職組合員又は配偶者が出産（死産・流産）したとき
(2) 対象者	現職組合員
(3) 給付方法	請求方式
(4) 提出書類	<p>出産手当金請求書</p> <p>※互助組合ホームページよりダウンロードする。</p>
(5) 添付書類	なし
(6) 給付金額	出生児一人につき、2万円
(7) 留意点	<p>ア 配偶者が現職組合員 現職組合員と現職組合員の配偶者各々で請求手続きをする。</p> <p>イ 配偶者 現職組合員の被扶養者認定に関係なく給付対象となる。</p> <p>ウ 双生児以上の出産 出生児ごとに請求書を作成し請求手続きをする。</p> <p>エ 死産・流産 妊娠12週以上のときは給付対象となる。</p>

第2節 給付種別の説明 / 4 死亡弔慰金

項 目	摘 要
	現職組合員が死亡したとき死亡弔慰金が給付される。
(1) 給付事由	現職組合員が死亡したとき
(2) 対象者	現職組合員
(3) 給付方法	請求方式
(4) 提出書類	死亡弔慰金請求書 ※互助組合ホームページよりダウンロードする。
(5) 添付書類	死亡診断書の写し又は除籍済みの戸籍抄本の写し
(6) 給付金額	20 万円 ただし、互助組合加入1年未満の場合は10 万円
(7) 留意点	<p>ア 給付金の送金先 給付を受けるべき遺族の範囲及び順位は、地方公務員等共済組合法第2条第1項第3号、第45条並びに第46条による。</p> <p>イ 死亡退職によるその他の手続き 退職慰労金等給付金の請求手続きを同時にする。</p> <p>ウ 互助組合貸付金を利用されている場合 互助組合貸付担当まで電話連絡をして、返済方法の確認をする。</p>

第2節 給付種別の説明 / 5 配偶者弔慰金

項 目	摘 要
	現職組合員の配偶者が死亡したとき「配偶者弔慰金」を給付する。
(1) 給付事由	現職組合員の配偶者が死亡したとき
(2) 対象者	現職組合員の配偶者の死亡
(3) 給付方法	請求方式
(4) 提出書類	配偶者弔慰金請求書 ※互助組合ホームページよりダウンロードする。
(5) 添付書類	なし
(6) 給付金額	10 万円
(7) 留意点	配偶者とは、健康保険証上の被扶養者を問わない。

第2節 給付種別の説明 / 6 障害見舞金

項目	摘要																					
	<p>現職組合員が疾病又は負傷により、身体に障害を受け身体障害者となり、身体障害者手帳が交付されたとき見舞金を給付する。 身体障害者手帳が交付されていない場合は、医師の証明を受け見舞金を請求することができる。</p>																					
(1) 給付事由	<p>ア 現職組合員が疾病又は負傷により、身体に障害を受け身体障害者として認定されたとき イ 過去に障害見舞金の給付を受け、その後、福祉法又は労基法の級がかわったとき</p>																					
(2) 対象者	現職組合員																					
(3) 給付方法	請求方式																					
(4) 提出書類	<p>障害見舞金請求書 ※互助組合ホームページよりダウンロードする。</p>																					
(5) 添付書類	<p>ア 身体障害者手帳が交付されているとき 身体障害者手帳の写し ※氏名、等級、障害日、認定日が明確な写しを添付する。 イ 身体障害者手帳が交付されていないとき 医師から福祉法又は労基法のどちらかの級に該当することを「障害見舞金請求書」に証明を受ける。</p>																					
(6) 給付金額	<p>給付基準</p> <table border="1" data-bbox="475 1429 1390 1962"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 1429 842 1563">身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表</th> <th data-bbox="842 1429 1198 1563">労働基準法施行規則別表第2身体障害等級表</th> <th data-bbox="1198 1429 1390 1563">障害見舞金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1563 842 1653">1級</td> <td data-bbox="842 1563 1198 1653">第1級・第2級 第3級</td> <td data-bbox="1198 1563 1390 1653">20万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1653 842 1697">2級</td> <td data-bbox="842 1653 1198 1697">第4級・第5級</td> <td data-bbox="1198 1653 1390 1697">15万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1697 842 1742">3級</td> <td data-bbox="842 1697 1198 1742">第6級・第7級</td> <td data-bbox="1198 1697 1390 1742">10万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1742 842 1787">4級</td> <td data-bbox="842 1742 1198 1787">第8級</td> <td data-bbox="1198 1742 1390 1877" rowspan="4">5万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1787 842 1832">5級</td> <td data-bbox="842 1787 1198 1832">第9級・第10級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1832 842 1877">6級</td> <td data-bbox="842 1832 1198 1877">第11級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1877 842 1962">7級</td> <td data-bbox="842 1877 1198 1962">第12級・第13級 第14級</td> </tr> </tbody> </table>	身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表	労働基準法施行規則別表第2身体障害等級表	障害見舞金の額	1級	第1級・第2級 第3級	20万円	2級	第4級・第5級	15万円	3級	第6級・第7級	10万円	4級	第8級	5万円	5級	第9級・第10級	6級	第11級	7級	第12級・第13級 第14級
身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表	労働基準法施行規則別表第2身体障害等級表	障害見舞金の額																				
1級	第1級・第2級 第3級	20万円																				
2級	第4級・第5級	15万円																				
3級	第6級・第7級	10万円																				
4級	第8級	5万円																				
5級	第9級・第10級																					
6級	第11級																					
7級	第12級・第13級 第14級																					

第2節 給付種別の説明 / 6 障害見舞金

項目	摘要
(7) 留意点	<p>ア 事由発生（認定）後、1年以上経過した場合</p> <p>(7) 審査 給付審査委員会にて審査し、承認された場合は給付される。</p> <p>(イ) 遅延理由書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類 障害見舞金請求書 ・添付書類 障害者手帳の写し ※氏名、等級、障害日、認定日が明確な写しを添付する。 遅延理由を具体的に記入した「遅延理由書（任意の様式）」 <p>イ 見舞金の受給後、障害の級に変更が生じた場合</p> <p>(7) 給付金額 給付済の見舞金と今回の見舞金の差額を給付する。</p> <p>(イ) 添付書類 身体障害者手帳の写し</p>

第3節 給付種別の説明 / 7 災害見舞金

項目	摘要												
	<p>現職組合員の住居及び家財が水震火災等によって損害を受けたとき、災害見舞金が給付される。 見舞金額は、共済組合等の災害見舞金の判定に準じて決定される。</p>												
(1) 給付事由	現職組合員の居住する住宅が水震火災等によって損害を受けたとき												
(2) 対象者	現職組合員												
(3) 給付方法	請求方式												
(4) 提出書類	<p>災害見舞金請求書 ※互助組合ホームページよりダウンロードする。</p>												
(5) 添付書類	<p>罹災証明書の写し ※市町、警察署、消防署等の所轄官公庁が被災の事実を証明した書類</p>												
(6) 給付金額	<table border="1" data-bbox="475 1086 1417 1534"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 1086 1246 1131">給付基準</th> <th data-bbox="1246 1086 1417 1131">給付金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1131 1246 1176">住居及び家財の全部が滅失したとき</td> <td data-bbox="1246 1131 1417 1176">30万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1176 1246 1265">住居及び家財の2分の1以上が滅失したとき 住居又は家財の全部が滅失したとき</td> <td data-bbox="1246 1176 1417 1265">18万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1265 1246 1400">住居及び家財の3分の1以上が滅失したとき 住居又は家財の2分の1以上が滅失したとき 床上浸水120cm以上のとき</td> <td data-bbox="1246 1265 1417 1400">9万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1400 1246 1489">住居又は家財の3分の1以上が滅失したとき 床上浸水30cm以上のとき</td> <td data-bbox="1246 1400 1417 1489">3万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1489 1246 1534">前各号に該当しない損害を受けたとき</td> <td data-bbox="1246 1489 1417 1534">5千円</td> </tr> </tbody> </table>	給付基準	給付金	住居及び家財の全部が滅失したとき	30万円	住居及び家財の2分の1以上が滅失したとき 住居又は家財の全部が滅失したとき	18万円	住居及び家財の3分の1以上が滅失したとき 住居又は家財の2分の1以上が滅失したとき 床上浸水120cm以上のとき	9万円	住居又は家財の3分の1以上が滅失したとき 床上浸水30cm以上のとき	3万円	前各号に該当しない損害を受けたとき	5千円
給付基準	給付金												
住居及び家財の全部が滅失したとき	30万円												
住居及び家財の2分の1以上が滅失したとき 住居又は家財の全部が滅失したとき	18万円												
住居及び家財の3分の1以上が滅失したとき 住居又は家財の2分の1以上が滅失したとき 床上浸水120cm以上のとき	9万円												
住居又は家財の3分の1以上が滅失したとき 床上浸水30cm以上のとき	3万円												
前各号に該当しない損害を受けたとき	5千円												
(7) 留意点	<p>ア 公立学校共済組合の判定に準じて給付する。 イ 「住居」とは、その所有権の有無に関わらず、現職組合員が現に生活の拠点として居住する建造物。 ウ 自宅、借家等の別は問わない。 エ 他人への借家、物置、納屋等は対象外となる。 オ 家財は、現職組合員及び被扶養者所有の物に限る。 カ 同一世帯に組合員が2名以上いる場合 現職組合員各々が請求書を作成し請求手続きをする。 キ 大規模災害が発生したときの災害見舞金の額は、理事会の議決により規定する額の3分の1まで減額することができる。</p>												

第2節 給付種別の説明 / 8 傷病見舞金

項目	摘要
(1) 給付事由	<p>現職組合員が傷病休職により給料の減給又は全部を減ぜられたときは「傷病見舞金」が自動給付される。</p> <p>給料の全部が減ぜられたときは、互助組合掛金及び会費相当額を附加して給付する。附加された掛金（会費）相当額を無給のため控除できない掛金（会費）に充当するので、該当者が送金（納付）する必要がなくなる。</p> <p>公務に因らないで疾病又は負傷し療養のため引き続き勤務に服することができなくなり、給料の一部又は全部を減ぜられたとき</p>
(2) 対象者	現職組合員
(3) 給付方法	自動給付
(4) 提出書類	なし
(5) 添付書類	なし
(6) 給付金額	<p>ア 給料の一部が減ぜられた場合 月額2万円</p> <p>イ 給料の全部が減ぜられた場合 (ア) 月額2万円 (イ) 互助組合掛金及び会費相当額</p>
(7) 給付基準日	<p>ア 基準日</p> <p>当該月の1日現在において給料の一部又は全部が減ぜられた場合は、その月は給付対象となる。</p>

第2節 給付種別の説明 / 9 介護休業給付金

項目	摘要																																										
	現職組合員が介護休暇（又は介護休業）を取得し、給料の一部又は全部を減ぜられたときに「介護休業給付金」を給付する。																																										
(1) 給付事由	現職組合員が、介護休暇（介護休業）を取得したとき																																										
(2) 対象者	現職組合員の家族等 ※条例又は就業規則で規定されている介護対象者																																										
(3) 給付方法	請求方式																																										
(4) 提出書類	介護休業給付金請求書 ※互助組合ホームページよりダウンロードする。																																										
(5) 添付書類	ア 県費所属、政令指定都市の所属所 なし イ 県費外所属所 介護休業（休暇）に関する就業規則の写し																																										
(6) 給付金額と休業日数	ア 給付額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>休業を取得した日数</th> <th>令和4年3月まで</th> <th>令和4年4月以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月の10日以上</td> <td>10,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>月の10日未満</td> <td>5,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> イ 休業日数 休業日数には、週休日を含まない。	休業を取得した日数	令和4年3月まで	令和4年4月以降	月の10日以上	10,000円	20,000円	月の10日未満	5,000円	10,000円																																	
休業を取得した日数	令和4年3月まで	令和4年4月以降																																									
月の10日以上	10,000円	20,000円																																									
月の10日未満	5,000円	10,000円																																									
(7) 給付条件	ア 介護休暇（又は介護休業）を取得し、給料の一部又は全部を減ぜられたとき イ 県費外所属（政令指定都市を除く） 就業規則に介護休業（休暇）に規定されていること																																										
(8) 休業日数と給付額	休業日数が10日以上の場合、月額10,000円 [事例] ア 介護休業を15日取得しているので、月額10,000円を給付（○で囲まれた日が介護休業給付金の対象日） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> <th>日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>⑨</td> <td>⑩</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> <td>13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>⑮</td> <td>⑯</td> <td>⑰</td> <td>⑱</td> <td>⑲</td> <td>20</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>⑳</td> <td>㉓</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	月	火	水	木	金	土	日	1	2	③	④	⑤	6	7	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	13	14	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	20	21	⑳	㉓	24	25	26	27	28	29	30					
月	火	水	木	金	土	日																																					
1	2	③	④	⑤	6	7																																					
⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	13	14																																					
⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	20	21																																					
⑳	㉓	24	25	26	27	28																																					
29	30																																										

第2節 給付種別の説明 / 9 介護休業給付金

項 目	摘 要																																										
	<p>イ 介護休業を通算して13日取得しているので、月額10,000円を給付 (○で囲まれた日が介護休業給付金の対象日)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr> <td>⑧</td><td>⑨</td><td>⑩</td><td>⑪</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr> <tr> <td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr> <td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>⑫</td><td>27</td><td>28</td></tr> <tr> <td>⑲</td><td>⑳</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	月	火	水	木	金	土	日	①	②	③	④	⑤	6	7	⑧	⑨	⑩	⑪	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	⑫	27	28	⑲	⑳					
	月	火	水	木	金	土	日																																				
	①	②	③	④	⑤	6	7																																				
	⑧	⑨	⑩	⑪	12	13	14																																				
15	16	17	18	19	20	21																																					
22	23	24	25	⑫	27	28																																					
⑲	⑳																																										
	<p>ウ 介護休業を7日取得しているので、月額5,000円を給付 (○で囲まれた日が介護休業給付金の対象日)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>⑤</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr> <td>⑧</td><td>⑨</td><td>⑩</td><td>⑪</td><td>⑫</td><td>13</td><td>14</td></tr> <tr> <td>⑮</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr> <td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr> <tr> <td>29</td><td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	月	火	水	木	金	土	日	1	2	3	4	⑤	6	7	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	13	14	⑮	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
	月	火	水	木	金	土	日																																				
	1	2	3	4	⑤	6	7																																				
	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	13	14																																				
⑮	16	17	18	19	20	21																																					
22	23	24	25	26	27	28																																					
29	30																																										
	<p>エ 介護休業を通算して9日取得しているので、月額5,000円を給付 (○で囲まれた日が介護休業給付金の対象日)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr> <td>⑧</td><td>⑨</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr> <tr> <td>15</td><td>16</td><td>⑰</td><td>⑱</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr> <td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr> <tr> <td>29</td><td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	月	火	水	木	金	土	日	①	②	③	④	⑤	6	7	⑧	⑨	10	11	12	13	14	15	16	⑰	⑱	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
	月	火	水	木	金	土	日																																				
	①	②	③	④	⑤	6	7																																				
	⑧	⑨	10	11	12	13	14																																				
15	16	⑰	⑱	19	20	21																																					
22	23	24	25	26	27	28																																					
29	30																																										
(9) 留意点	<p>ア 請求方法 介護休業（休暇）期間ごとに作成し、休業終了月の翌月以降に請求する。</p> <p>イ 給付請求の期限 事由発生月を休業期間終了月とする。休業終了月の翌月から1年間請求をしないとき、給付を受ける権利は消滅する。</p>																																										

第2節 給付種別の説明 / 10 退職慰労金、特別積立金退会金、退職互助部退会金

項目	摘要
	<p>現職組合員が退職等で組合員資格を喪失したとき、互助組合掛金及び会費のうち長期掛金は退職慰労金、特別積立金は特別積立金退会金、退職互助部会費は退職互助部退会金として給付される。</p> <p>死亡退職のときは、死亡弔慰金の請求も同時に行う。</p> <p>※再任用職員（フルタイム勤務職員）及び任期付職員を除く。</p>
(1) 給付事由	<p>現職組合員が退職（免職）して組合員資格を喪失したとき</p> <p>※介護による離職も含む。</p>
(2) 提出書類	<p>退職慰労金・特別積立金退会金・退職互助部退会金請求書</p> <p>※互助組合ホームページよりダウンロードする。</p>
(3) 添付書類	なし
(4) 給付金額	<p>加入月から退職月まで納入した長期掛金、特別積立金会費、退職互助部会費の合計金額</p> <p>ただし、平成8年3月31日以前の額は、平成8年3月31日以前の規程に基づいて積算された額を加えた額</p>
(5) 給付時期	<p>ア 年度末退職 4月25日</p> <p>イ 年度途中退職 請求書受付日の翌月25日</p> <p>ウ 金融機関休業日の場合 翌営業日</p>
(6) 貸付残額への充当	貸付金残額が全額退職手当から控除できない場合は、退職慰労金等給付金を充当する。
(7) 退職互助部への継続加入会費	退職互助部への継続加入を希望し、同時に「継続加入届」を提出した場合には、退職慰労金等給付金を継続加入会費に充当することができる。
(8) 留意点	<p>ア 退職慰労金等給付金送金通知書の送付 請求書に記入した住所に「退職慰労金等給付金送金通知書」を送付する。</p> <p>イ 死亡退職の場合 給付を受けるべき遺族の範囲及び順位</p>

第2節 給付種別の説明 / 10 退職慰労金、特別積立金退会金、退職互助部退会金

項目	摘要
<p>(9) 請求書作成上の注意点</p>	<p>(ア) 地方公務員等共済組合法第2条第1項第3号、第45条並びに第46条による。 ただし、死亡した者が支給を受けることができる給付で、その支払を受けなかったものがあるときは、その遺族に給付する。また、その支給ができなかったときは、地方公務員等共済組合法第47条による。</p> <p>(イ) 同時に、「死亡弔慰金請求書」を作成し請求する。</p> <p>ア 退職後の連絡先 転居を予定している場合は、送金通知書送付時期に居住している住所を記入する。</p> <p>イ 送金先 給付金の送金日まで解約をしない。</p> <p>ウ 退職互助部加入の有無 現職組合員本人が加入の有無について記入する。</p> <p>エ 退職互助部継続加入を希望とした場合</p> <p>(ア) 退職互助部継続加入届を作成し請求書と同時に提出する。</p> <p>(イ) 退職慰労金等給付金を継続加入会費に充当する。</p>